

委員会からのお知らせ

第237回 食品安全委員会議事概要

■第237回食品安全委員会会合結果■【動薬】【肥料・飼料】

日時:平成20年5月8日(木) 14:00~14:20

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:9名

議事概要:

(1) 動物用医薬品及び肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定に基づき、ヒトの健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「アスコルビン酸」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) ビタミンCで、アスコルビン酸及びその塩類は、飼料添加物としては飼料の栄養成分の補給、動物用医薬品としてはビタミンC欠乏症の予防を目的に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質;65物質)に定められています。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 動物用医薬品「塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤の主剤であるピルリマイシンの一日摂取許容量(ADI)0.008mg/kg体重/日を見直す必要性はないと考えられる。また、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知されることとなった。

<参考>

1) 牛(泌乳期)の乳房炎の治療を目的として用いられます。

(3) 食品安全委員会の4月の運営について

・事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)